

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六十一条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令

総務大臣 松本 剛明

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策等)</p> <p>第四十三条の六 運用規則第三百三十七条の二第二項に規定する基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長(以下この条において「所轄総合通信局長」という。)に確認を求めることができる。</p> <p>〔二七七 略〕</p> <p>8 前各項の規定は、運用規則第三百三十七条の二第二項に規定する基地局について適用する。この場合において、第一項中「運用規則第三百三十七条の二第一項」とあるのは「運用規則第三百三十七条の二第二項」とし、「同項各号」とあるのは「同項において適用する同条第一項各号」とし、「略」を挿入するものとす。</p> <p>別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式(第41条の5関係)</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1～6 略〕</p> <p>7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信(同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。)を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。)の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、<u>第43条の6第1項(同条第8項において適用する場合を含む。)</u>の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</p> <p>別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式(第41条の6関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1～3 略〕</p> <p>4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第</p>	<p>(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策等)</p> <p>第四十三条の六 運用規則第三百三十七条の二に規定する基地局の免許人は、同条に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長(以下この条において「所轄総合通信局長」という。)に確認を求めることができる。</p> <p>〔二七七 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>別表第五号の二 〔同左〕</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注1～6 同左〕</p> <p>7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信(同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。)を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。)の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、<u>第43条の6第1項</u>の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</p> <p>別表第五号の三 〔同左〕</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注1～3 同左〕</p> <p>4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第</p>

3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

【5～8 略】

別表第五号の九 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】
電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり
第137条の2第1項 無線局運用規則 第137条の2第2項において準用する同条第1項
(注3) に規定する
監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。
記

- 1 対象の基地局 (注4)
- 2 対策を講じていることを証する書類等
 - (1) 無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について無線設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けていることを証する書類 (注5、8)
 - (2) 無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けていることを証する書類 (注6、8)
 - (3) 無線設備に故障等の箇所を識別する機能を設けていることを証する書類 (注8)
- 3 1
- (4) 無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書

3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

【5～8 同左】

別表第五号の九 【同左】

【同左】
電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の2に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。
記

- 1 対象の基地局 (注3)
- 2 対策を講じていることを証する書類等
 - (1) 無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について無線設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けていることを証する書類 (注4、7)
 - (2) 無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けていることを証する書類 (注5、7)
 - (3) 無線設備に故障等の箇所を識別する機能を設けていることを証する書類 (注7)
- 3 1
- (4) 無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書

<p>類 <u>(注8)</u></p> <p>(5) 無線局運用規則第137条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する時間における保守運用体制に係る対策を講じていることを証する書類 <u>(注7、8)</u></p> <p>(6) 作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを証する書類 <u>(注8)</u></p> <p>(7) 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に及び、自動若しくは遠隔操作による予備設備への切替え、遠隔操作による停止・始動又は現地での修理を行うこと及びそれらの記録をとることを証する書類 <u>(注8)</u></p> <p>(8) 定期的に保守点検を実施することを証する書類 <u>(注8)</u></p>	<p>類 <u>(注7)</u></p> <p>(5) 24時間365日におわたる保守運用体制に係る対策を講じていることを証する書類 <u>(注6、7)</u></p> <p>(6) 作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを証する書類 <u>(注7)</u></p> <p>(7) 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に及び、自動若しくは遠隔操作による予備設備への切替え、遠隔操作による停止・始動又は現地での修理を行うこと及びそれらの記録をとることを証する書類 <u>(注7)</u></p> <p>(8) 定期的に保守点検を実施することを証する書類 <u>(注7)</u></p>
<p>[注1・2 略]</p> <p><u>3</u> 確認を求める該当条項の不要の文字は削除すること。</p> <p><u>4</u> 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。</p> <p><u>5</u>～<u>8</u> [略]</p>	<p>[注1・2 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3</u> 運用規則第137条の2に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。</p> <p><u>4</u>～<u>7</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。</p>	

(無線局運用規則の一部改正)

第二条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)はこれを加える。

改正後	改正前
<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第三百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信(同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。)を行う基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第十二号及び第十二号の二に規定するものうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム(次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。)以外のものに限る。)の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>2] 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号(1)中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。</p>	<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第三百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信(同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。)を行う基地局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第十二号及び第十二号の二に規定するものに限る。)の基地局又は同条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 案	改 正 前												
<p>[1～8 略]</p> <p>9 ローカル5Gの無線局の工事設計の一部について変更する場合（送信装置の一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 136 1236 629">工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th data-bbox="1193 629 1236 1115">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 136 1193 629"> <p>1 空中線の工事設計</p> </td> <td data-bbox="549 629 1193 1115"> <p>一の構内に設置する当該部分の位置、高さ又は指向方向に関する工事設計を改める場合（電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）であつて、次のいずれかに該当するときに限る。</p> <p>1 構外に漏えいする電波の強度が増加しないとき。</p> <p>2 構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であつて、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、当該構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル5Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ているとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 136 549 629"> <p>2 給電線の工事設計</p> </td> <td data-bbox="231 629 549 1115"> <p>一の構内に配置する給電線の全部又は一部分について削る場合、改める場合、又は追加する場合（いずれも電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）であつて、次のいずれかに該当するときに限る。</p> <p>1 構外に漏えいする電波の強度が増加しないとき。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	<p>1 空中線の工事設計</p>	<p>一の構内に設置する当該部分の位置、高さ又は指向方向に関する工事設計を改める場合（電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）であつて、次のいずれかに該当するときに限る。</p> <p>1 構外に漏えいする電波の強度が増加しないとき。</p> <p>2 構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であつて、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、当該構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル5Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ているとき。</p>	<p>2 給電線の工事設計</p>	<p>一の構内に配置する給電線の全部又は一部分について削る場合、改める場合、又は追加する場合（いずれも電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）であつて、次のいずれかに該当するときに限る。</p> <p>1 構外に漏えいする電波の強度が増加しないとき。</p>	<p>[1～8 同左]</p> <p>9 [同左]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 1115 1236 1612">工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th data-bbox="1193 1612 1236 2083">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 1115 1193 1612"> <p>1 空中線の工事設計</p> </td> <td data-bbox="549 1612 1193 2083"> <p>屋内に設置する当該部分の位置、高さ又は指向方向に関する工事設計を改める場合（構外に漏えいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1115 549 1612"> <p>2 給電線の工事設計</p> </td> <td data-bbox="231 1612 549 2083"> <p>屋内に配置する給電線の全部又は一部分について削る場合、改める場合、又は追加する場合（いずれも構外に漏えいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p> <p>〔新設〕</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	<p>1 空中線の工事設計</p>	<p>屋内に設置する当該部分の位置、高さ又は指向方向に関する工事設計を改める場合（構外に漏えいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>2 給電線の工事設計</p>	<p>屋内に配置する給電線の全部又は一部分について削る場合、改める場合、又は追加する場合（いずれも構外に漏えいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p> <p>〔新設〕</p>
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件												
<p>1 空中線の工事設計</p>	<p>一の構内に設置する当該部分の位置、高さ又は指向方向に関する工事設計を改める場合（電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）であつて、次のいずれかに該当するときに限る。</p> <p>1 構外に漏えいする電波の強度が増加しないとき。</p> <p>2 構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であつて、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、当該構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル5Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ているとき。</p>												
<p>2 給電線の工事設計</p>	<p>一の構内に配置する給電線の全部又は一部分について削る場合、改める場合、又は追加する場合（いずれも電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）であつて、次のいずれかに該当するときに限る。</p> <p>1 構外に漏えいする電波の強度が増加しないとき。</p>												
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件												
<p>1 空中線の工事設計</p>	<p>屋内に設置する当該部分の位置、高さ又は指向方向に関する工事設計を改める場合（構外に漏えいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>												
<p>2 給電線の工事設計</p>	<p>屋内に配置する給電線の全部又は一部分について削る場合、改める場合、又は追加する場合（いずれも構外に漏えいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p> <p>〔新設〕</p>												

2. 構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であつて、漏えいする電波の強度及び電氣的特性について、当該構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル5Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ているとき。

[新設]

[注 略]

[注 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省訓令第**号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和*年**月**日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等） 第39条の7 施行規則第43条の6第2項に規定する確認の申請書を受理したときは、<u>運用規則第137条の2第1項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、確認を行う。</u> (1) 対象の基地局が、<u>運用規則第137条の2第1項に規定する基地局に含まれること。</u> [(2)・(3) 略] <u>2 前項の規定は、施行規則第43条の6第8項において準用する同条第2項に規定する確認の申請書を受理したときについて準用する。この場合において、前項(1)中「運用規則第137条の2第1項」とあるのは「運用規則第137条の2第2項」と、同項(3)ア中「24時間365日にわたる保守運用体制」とあるのは「<u>基地局の運用時間中の保守運用体制</u>」と読み替えるものとする。</u> 別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 略] 第2 陸上関係 [1～3 略] 4 その他 [(1)～(15) 略] (16) ローカル5Gの無線局</p>	<p>（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等） 第39条の7 施行規則第43条の6第2項に規定する確認の申請書を受理したときは、<u>運用規則第137条の2の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、確認を行う。</u> (1) 対象の基地局が、<u>運用規則第137条の2に規定する基地局に含まれること。</u> [(2)・(3) 同左] [新設] 別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 同左] 第2 陸上関係 [1～3 同左] 4 その他 [(1)～(15) 同左] (16) ローカル5Gの無線局</p>

ア 用語の意義

この(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

〔(ア)～(シ) 略〕

(ス) 「共同利用」とは、二以上の利用者がそれぞれの土地又は建物の所有権等を有している場合において、当該二以上の利用者が一の基地局を共同で利用することをいう。

(セ) 「共同利用区域」とは、共同利用によりそれぞれの自己土地において通信を行う場合において、二以上の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最小限の区域のことをいう。

〔(ソ)～(ハ) 略〕

イ 電気通信業務用

〔(ア)～(ウ) 略〕

(エ) 無線設備の設置場所等
無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局の設置場所

〔(A)～(D) 略〕

(E) 共同利用を行う基地局の設置場所は共同利用区域内であること。ただし、空中線の指向特性等に鑑み、必要なカバーエリアの形成のため、共同利用を行う二以上の利用者の土地又は建物から離れた他者土地に基地局を設置することが効率的であると認められる場合は、当該基地局を含む必要最小限の範囲を共同利用区域に含めることができる。この場合において、基地局の設置場所の理由を説明する書類が添付されていること。

〔B・C 略〕

(オ) 周波数の指定

周波数の指定は、別表1の範囲内のものであること。

ア 用語の意義

この(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

〔(ア)～(シ) 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔(ス)～(ネ) 同左〕

イ 電気通信業務用

〔(ア)～(ウ) 同左〕

(エ) 無線設備の設置場所等
無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局の設置場所

〔(A)～(D) 同左〕

〔新設〕

〔B・C 同左〕

(オ) 周波数の指定

周波数の指定は、別表1の範囲内のものであること。

4. 6GHzから4. 9GHzのうち基地局のカバーエリアが屋内のみの場合には、原則として、4. 6GHzから4. 8GHzまでの間から優先して割り当てることとする。なお、無線局免許手続規則第2条の2により総務大臣が告示する地域においては、この限りではない。

[(カ) 略]

(キ) 無線設備の工事設計

[A 略]

B 陸上移動局の工事設計

(A) 4. 6GHzを超え4. 9GHz以下の周波数の電波を使用するもの

空中線利得は3dBi以下であること。

(B) 28. 2GHzを超え29. 1GHz以下の周波数の電波を使用するもの

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が43dBm以下である場合は、この限りではない。

(ク) 他の無線局との干渉調整等

次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること

。

A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局

(A) [略]

a 自己土地（共同利用の場合は共同利用区域）の範囲

[b～e 略]

[(B)・(C) 略]

(D) 共同利用をする場合にあっては、次に掲げる事

4. 6GHzから4. 9GHzのうち基地局のカバーエリアが屋内のみの場合には、原則として、4. 6GHzから4. 8GHzまでの間から優先して割り当てることとする。なお、無線局免許手続規則第2条の2により総務大臣が告示する地域においては、この限りではない。

陸上移動局の周波数の指定にあたっては、「この周波数の使用は、他者土地利用をする場合においては、停止して運用する場合に限る。」旨の附款を付す。

[(カ) 同左]

(キ) 無線設備の工事設計

[A 同左]

B 陸上移動局の工事設計

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が43dBm以下である場合は、この限りではない。

(ク) 他の無線局との干渉調整等

次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること

。

A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局

(A) [同左]

a 自己土地の範囲

[b～e 同左]

[(B)・(C) 同左]

[新設]

項が記された資料が添付されていること。

- a 共同利用区域内において自己土地を有する二以上の利用希望者の共同利用に関する同意書を添付すること。ただし、二以上の利用希望者が所属する団体の同意書を添付する場合は、当該団体の同意書をもって当該二以上の利用希望者の同意書とみなすことができる。
- b 二以上の利用希望者（団体の場合は所属する二以上の利用希望者）の登記事項証明書（当該二以上の利用希望者の土地又は建物において、所有権等を有する者からの依頼によりローカル5Gに係るシステムの構築等を行う者にあつては依頼状等その証拠書類を含む。）によって共同利用区域内における利用希望者の自己土地の所在が明らかであること。

(E) [略]

(F) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、基地局を開設しようとするについて以下に該当する他の免許人に通知を行っていること。また、当該他の免許人から周波数共用の可能性等に係る協議を求められた場合は、当該協議に応じていること。

- a 申請に係る基地局の自己土地内又は共同利用区域内のカバーエリアが、他の免許人所属のローカル5Gの基地局の調整対象区域と重複する場合
- b 申請に係る基地局の自己土地内又は共同利用区域内の調整対象区域が、他の免許人所属のローカル5Gの基地局のカバーエリアと重複する場合

(G) 申請に係る基地局の他者土地（共同利用区域内

(D) [同左]

(E) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、基地局を開設しようとするについて以下に該当する他の免許人に通知を行っていること。また、当該他の免許人から周波数共用の可能性等に係る協議を求められた場合は、当該協議に応じていること。

- a 申請に係る基地局の自己土地内のカバーエリアが、他の免許人所属のローカル5Gの基地局の調整対象区域と重複する場合
- b 申請に係る基地局の自己土地内の調整対象区域が、他の免許人所属のローカル5Gの基地局のカバーエリアと重複する場合

(F) 申請に係る基地局の他者土地に係るカバーエリ

の他者土地を除く。以下この(G)及び(H)において同じ。)に係るカバーエリアが、他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の調整対象区域と重複していないこと。ただし、当該申請に係る基地局の他者土地に係るカバーエリアにおける申請者の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りではない。

(H) [略]

(I) 共同利用を行う基地局の再免許にあつては、免許人が実施している共同利用区域におけるサービス提供に関する周知広報活動の実施内容及びその結果を示す資料が添付されていること。

(J) [略]

[B・C 略]

[(ケ)・(コ) 略]

(#) その他

[A 略]

B 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[(A) 略]

(B) 基地局（他者土地（共同利用区域内の他者土地を除く。）に係るカバーエリア又は調整対象区域を有するものに限る。）の免許

a 共同利用ではない場合

「この無線局の運用は、他者土地に係るカバーエリアが、後に開設される他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内の調整対象区域と重複しない場合及び他者土地に係る調整対象区域が、後に開設される他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内のカバーエリアと重複

アが、他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の調整対象区域と重複していないこと。ただし、当該申請に係る基地局の他者土地に係るカバーエリアにおける申請者の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りではない。

(G) [同左]

[新設]

(H) [同左]

[B・C 同左]

[(ケ)・(コ) 同左]

(#) その他

[A 同左]

B 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[(A) 同左]

(B) 基地局（他者土地に係るカバーエリア若しくは調整対象区域を有するものに限る。）の免許

「この無線局の運用は、他者土地に係るカバーエリアが、後に開設される他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内の調整対象区域と重複しない場合及び他者土地に係る調整対象区域が、後に開設される他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内のカバーエリアと重複しない場合に限る。ただし、当該重複について当該免許人と合意

しない場合に限る。ただし、当該重複について当該免許人と合意している場合はこの限りでない。」

b 共同利用の場合

「この無線局の運用は、共同利用区域外の他者土地に係るカバーエリアが、後に開設される他の免許人所属のローカル5Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内の調整対象区域と重複しない場合及び共同利用区域外の他者土地に係る調整対象区域が、後に開設される他の免許人所属のローカル5Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内のカバーエリアと重複しない場合に限る。ただし、当該重複について当該免許人と合意している場合はこの限りでない。」

[(C)・(D) 略]

[ウ 略]

[別紙(16)－1・(16)－2 略]

[(17)・(18) 略]

[第3～第5 略]

している場合はこの限りでない。」

[(C)・(D) 同左]

[ウ 同左]

[別紙(16)－1・(16)－2 同左]

[(17)・(18) 同左]

[第3～第5 同左]

附 則

この訓令は、令和*年**月**日から施行する。